



健康保険料率改定

平成 26 年度から 8.1% 組合会で引き上げ承認

神戸新聞健康保険組合 平成 25 年 11 月 28 日

神戸新聞健康保険組合は11月28日、第173回臨時組合会を神戸新聞本社で開き、平成26年度から保険料率を8.1%に引き上げることを決めました。現行の保険料率7.7%から引き上げた0.4%分は事業主と被保険者で折半となります。改定は26年3月1日からで徴収は4月分給与からとなります。

組合会は定員22人に対し21人が出席。織戸理事長の挨拶の後、春名事務長が「保険料率引き上げ」にいたった財政状況を説明しました。支出で平成20年度以降の高齢者医療制度への納付金と、医療費の上昇に伴う保険給付費がふくらみ続け、赤字が常態化。別途積立金の取り崩しも限界で「このままでは来年度以降、予算編成は厳しい」と報告。保険料率を0.4%引き上げた場合の26、27年度の収支見通しを示し、今後の予算財源の確保、保健事業の安定した運営を図るため保険料率改定への理解を求めました。一方、医療費支出を抑制のため、被保険者や扶養家族の健康意識の向上、ジェネリック医薬品の利用促進などに引き続き取り組むこととしました。

出席した理事、議員からは保険料率引き上げについて異議はなく、全員一致で承認されました。今回の改定に伴い事業主、被保険者の保険料は月平均1,000円(47等級、報酬月額500,000円)の負担増となります。

新しい健康保険料率

(平成26年4月徴収分より改定)

項 目	改 定 後	改 定 前
保険料率	81/1000	77/1000
	事業主 49/1000	事業主 47/1000
	被保険者 32/1000	被保険者 30/1000